

令和4年度 解体工事に係る「格付け基準」及び「標準発注金額」の改正について

1 格付け基準に「最終数値」条件の追加、完成工事高条件の変更

市では「経営規模等評価結果通知書」「総合評定通知書」における「解体工事の完成工事高条件」のみを基準として、登録業者の格付けを実施してきましたが、令和4年6月以降に行う格付けからは、「最終数値」条件を格付け基準に追加するものとし、完成工事高条件についても変更します。

(※最終数値は、総合評定値(P点)に、過去の本市での工事成績等の要素を用いて算定した本市独自の数値。)

各等級の格付け基準は以下のとおりです。

改正後			現行		
(解体工事 格付け基準)			(解体工事 格付け基準)		
等級	最終数値	完成工事高条件	等級	最終数値	完成工事高条件
A	<u>800</u> 以上	1,000万円以上	A	—————	1,000万円以上
B	<u>600</u> 以上 <u>799</u> 以下	<u>500</u> 万円以上	B	—————	<u>250</u> 万円以上
C	<u>599</u> 以下	<u>500</u> 万円未満	C	—————	<u>250</u> 万円未満

(※下線部分が改定箇所)

2 等級別標準発注金額の変更

令和4年6月以降に本市が発注する解体工事について、以下のとおり適用します。

改 正 後		現 行	
(解体工事 等級別標準発注金額)		(解体工事 等級別標準発注金額)	
等級	標準発注金額	等級	標準発注金額
A	1, 0 0 0万円以上	A	1, 0 0 0万円以上
B	<u>5 0 0万円以上</u> <u>5, 0 0 0万円未満</u>	B	_____ <u>1, 0 0 0万円未満</u>
C	5 0 0万円未満	C	5 0 0万円未満

(※下線部分が改定箇所)